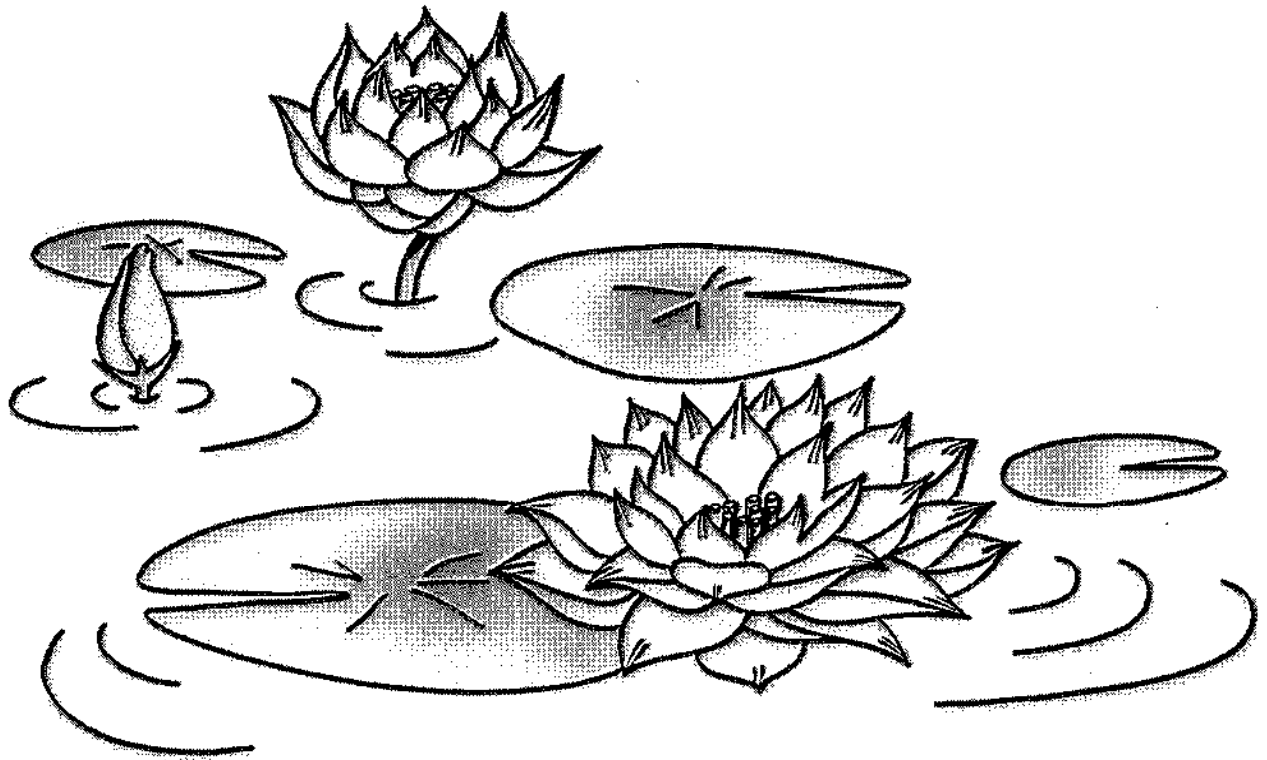


〔令和6年4月〕

葬 祭

いざという時のために

ハンドブック



荒川区

目 次

1 葬儀の手順

臨終から納骨まで	1
葬祭業者を選ぶときには	4

2 葬儀と費用

葬儀費用の内訳	6
葬儀費用の実態	6
必要最小限の葬儀項目は	7
葬儀費用の準備	7
区民葬儀のご案内	8

3 知っておくと便利な情報

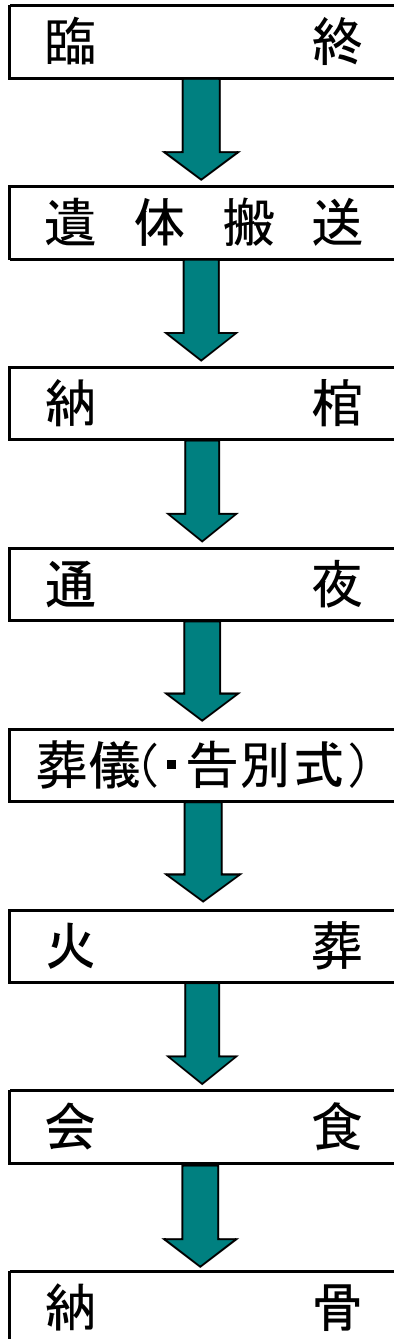
献体・臓器提供	10
都立霊園に申し込むには	11
都立霊園一覧表	11

参考 区内葬祭業者一覧

全日本葬祭協同組合連合会加盟店	12
(一社)全日本冠婚葬祭互助協会加盟店	12

1 葬儀の手順

■ 臨終から納骨まで ■



- ・医師による死亡の判定
 - * 死亡診断書、死体検案書
- ・葬祭業者の選択
- ・区市町村窓口で死亡届、火葬許可申請書を提出
- ・火葬許可証の交付を受ける。
- ・関係者への連絡



- ・遺体処置
- ・納棺

- ・神道では「通夜祭(遷霊祭)」、キリスト教では「前夜式」
- ・弔問受付
- ・(通夜振る舞い)



- ・平均1時間程度
- ・出棺

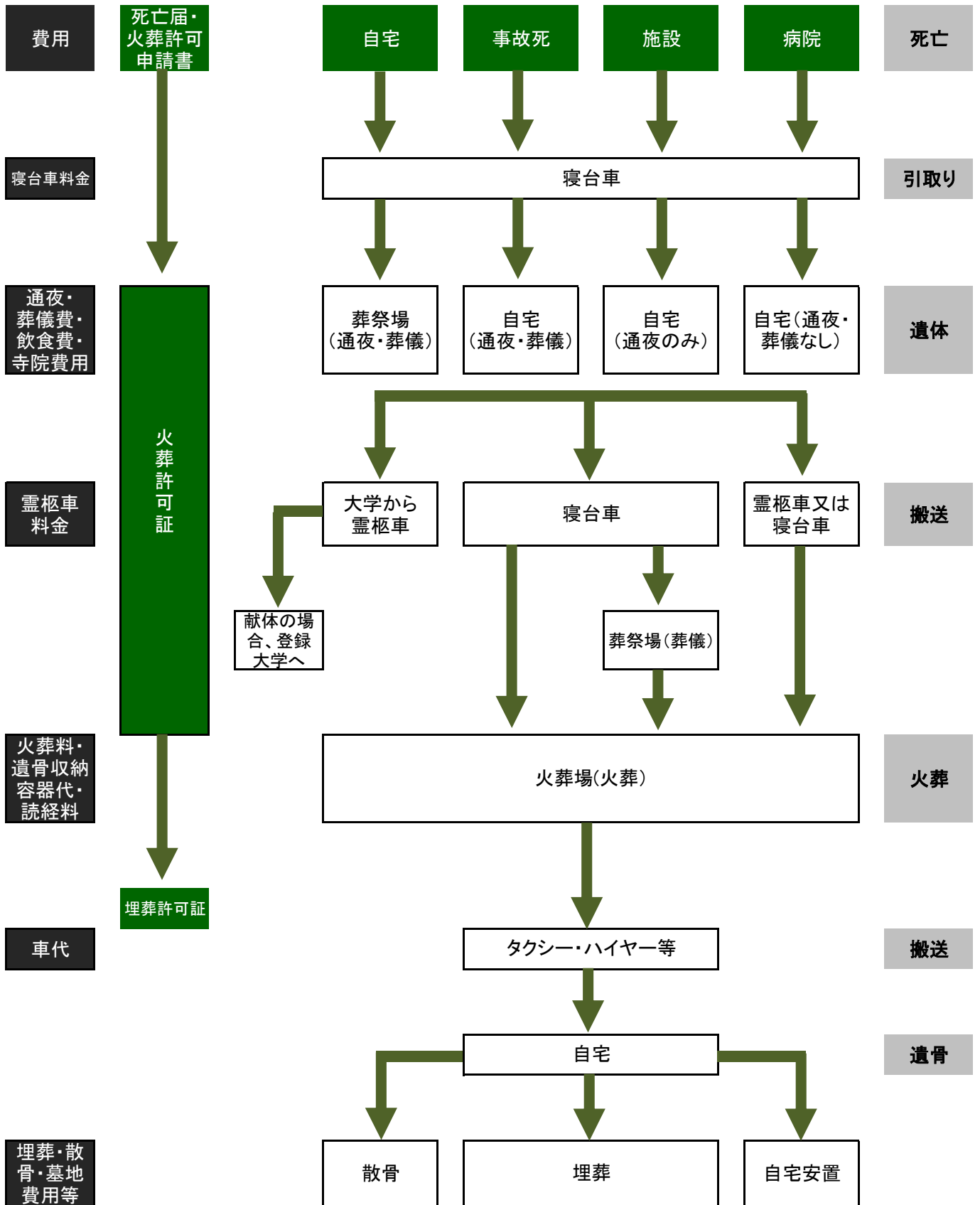
- ・「火葬許可証」を火葬の際に火葬場に提出し、証印を得ると「埋葬許可証」になります。
- ・拾骨
- ・分骨を希望する場合には、事前に申し出しておく。

- ・「精進落とし」「お斎」「^{トキ}直会^{ナオライ}」などという。

- ・「埋葬許可証」をお寺や霊園管理事務所に提出する。
- ・一般的には四十九日に納骨することが多いが、葬儀の当日、翌日、一周忌、三回忌などにも行うこともある。

※これは、葬儀を行うにあたっての一般的なケースです。

人が亡くなると



死亡届、火葬許可証

医療機関や医師から、死亡診断書(死体検案書)が発行されます。死亡診断書(死体検案書)は死亡届と一枚の用紙になっており、広げると右側が死亡診断書(死体検案書)、左側が「死亡届」になっています。「死亡届」に亡くなった方の氏名、住所、本籍等、必要事項を記入し、届出人となる親族(配偶者、子、親、兄弟姉妹等)または同居者等が住所及び本籍地を記入の上、届出人欄に署名をします。

届出期間は、届出人が死亡を知った日から7日以内です。届出先は、届出人の所在地(住所地)・死亡者の本籍地・死亡地、いずれかの区市町村窓口です。

「火葬許可証」は、ご遺体の火葬に必要な許可証です。「死亡届」と同時に申請すると区市町村窓口から交付されます。この「火葬許可証」は、火葬の際に火葬場に提出します。

※火葬場が確定してから申請していただくことになります。ご注意ください。

上記の手続きは、「死亡届」に必要事項が記入され、届出人の署名があれば、他の親族や葬儀社等が届出人にかわって提出することができます。

遺体搬送

病院で亡くなった場合には、死後の処置がされた後、霊安室に移されます。その際、病院と契約している葬儀社を紹介されることもあります。その業者に依頼するかどうかは自由です。搬送だけを頼むこともできます。すでに業者が決まっている場合は、その業者に遺体の搬送も依頼するほうがいいでしょう。

通夜振る舞い

通夜振る舞いは、故人への供養のためと、弔問客への返礼とお清めの意味で行われるものです。これには特別な形式はありません。飲食を出す場合、簡単に茶菓子だけの場合、又はお酒や寿司等の詰め合せを帰りに渡す場合などいろいろなやり方があります。費用との関係をよく考えて選択しましょう。

火 葬

火葬するには、「火葬許可証」が必要です。火葬時間は約1時間程度です。火葬が終わると、故人の遺骨を拾って遺骨収納容器(骨壺)に納めます。分骨を希望する場合、あらかじめ葬儀社に申し出ておくと、分骨用の遺骨収納容器や錦袋を用意してくれます。

火葬場では、火葬後「火葬許可証」に火葬をした証明(火葬を行った日、火葬場管理者の署名、押印)をします。この「火葬許可証」は喪主の方が立ち合いのもと骨壺と木箱の間に納めることが一般的です。

こちらは納骨のときに必要な書類となりますので、紛失しないようご注意ください。

会 食

一般的には精進落としと呼ばれ、葬儀でお世話になった人たちをもてなすために行われます。

自宅で行う場合には、近隣で料理をつくることもありますが、最近では仕出し料理を頼むことが多いようです。「通夜振る舞い」と同様にいろいろなやり方がありますので、費用との関係をよく考えて行いましょう。

納 骨

納骨の時期に特に定めはありません。一般的には、四十九日が多いようですが、地域によっては葬儀の当日、直後にすることもあります。

納骨の際には、「火葬許可証」をお寺や霊園事務所に預けます。

墓地などの手配ができず、自宅での保管もできないときには、納骨堂に『一時預かり』をしてもらいます。また、最近の土地不足のため、墓地の代わりに集合式の納骨堂も建設されています。

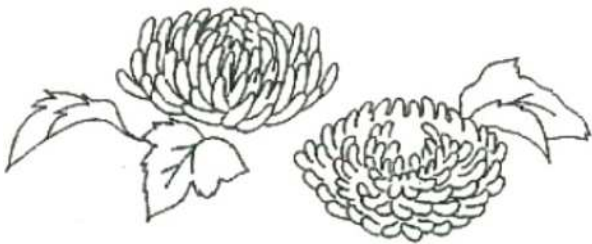


■ 葬祭業者を選ぶ時には ■

葬祭業者の種類

葬祭サービスを提供する業者のことを、「葬儀社」と呼びます。大きく分けて、次の3つに分類されます。

- (1) 葬祭専門業者
- (2) 冠婚葬祭互助会
- (3) 生協等



< 葬祭専門業者 >

葬祭専門業者は、家族を中心に営まれる小規模なものから、株式上場するような大企業まで多種多様です。

< 冠婚葬祭互助会 >

冠婚葬祭互助会は、婚礼や葬儀の費用を一定期間に割賦方式で積み立て、必要になったときに利用する会員システムです。

加入に当たっては、自分が契約しようとする金額で、どのようなサービスが受けられるかを確認しましょう。

< 生協等 >

生協等の葬祭サービスは、原則的にはそれぞれの組合員対象のサービスとなっています。

こうした構成員に対する葬儀サービスは、企業や団体(労働組合、業界組合など)が福利厚生の一環として、葬祭業者と提携して実施しているケースもあります。もしものときには、所属の団体などから提携業者の斡旋紹介を受けることもいいでしょう。

業者を選ぶ際のポイント

葬儀についてある程度の方針が決まったら、葬儀社に連絡します。葬儀社には葬儀の準備・進行などすべてを任せることになるので、信頼できる葬儀社を選ぶことが大切です。

(1) 自宅で葬儀を営む場合

近所にある葬儀社に依頼すると便利です。近くにあると打合せもスムーズにできるほか、急にものが必要になったときなど迅速に対応できます。

また葬儀の営み方は地域による違いが非常に大きいので、地域の慣習・慣例をよく知っている地元の葬儀社の方がよいということもあります。

(2) 寺社等で営む場合

僧侶や神職、神父・牧師に葬儀社を紹介してもらうと、宗旨に合った葬儀を行ってもらえます。

(3) 斎場・葬儀場で営む場合

出入業者を紹介してもらうと、式場の広さや設備を熟知しているのでトラブルが少なく、葬儀の進行も円滑に行ってもらえるようです。

地元での評判や、対応の際の態度なども、よくチェックしましょう。

トラブル防止のために

(1) 見積書と請求書をチェック

- 葬儀社とのトラブルにおいて、最も多いものに見積りした内容と請求料金の違いがあります。
- 葬儀社の提案された「コース」料金において、総額だけでなく、そのコースの内容や内訳を詳しく確認しておくことが大切であります。見積書にも請求書にも明細を書いてもらいましょう。そのうえで、納得がいかなければ、葬儀社に説明を求めましょう。
- 例えば、ローソクの太さや長さ、本数。会葬礼状は何枚単位であるかなどがあります。
- 「セット料金」に含まれないものは多数あり、その料金も格差がありますので、その都度確認するとともに理解した上で葬儀社に発注しましょう。

葬儀を葬儀社に依頼する際には、最初に希望や方針をはっきりと伝えましょう。

大抵は、コースによるセット価格が提示されます。しかし、必要のないものがある場合には、個々に頼んだ方が結果的に安価になる場合があります。

コースに含まれないものの例

お清め・お料理、斎場の費用、香典返し、ハイヤー、マイクロバス、火葬料金など

(2) 葬儀料金の見方

- 葬祭料金は葬儀社により異なりますし、コースによってもその料金は違います。
- 葬祭料金の見方としては、区民葬儀の料金表と比較することも参考になるのでしょうか。
- 基本料金は格安と説明し、追加する項目が多いこともありますので、葬儀社の説明内容を十分に吟味する必要があります。



2. 葬儀と費用

■葬儀費用の内訳■

葬儀にかかる費用は、大きく分けると以下の3種類です。

(1)葬儀施行費用

葬祭業者への支払いや遺体の火葬費、搬送費、式場利用料等です。

(2)飲食接待費用

通夜や葬儀の飲食にかかるものです。

(3)宗教儀礼費用

寺院、教会などへのお礼等です。

その他、香典返しや地方からきた親戚などの宿泊費、手伝ってくれた人へのお礼、火葬場等への心付けなどが必要となる場合があります。

■葬儀費用の実態■

費用は、葬儀の方法や地域ごとの慣習などで、大きく違ってきます。

	平均金額
A 葬儀一式費用 ※	121.4万円
B 通夜からの飲食接待費	30.6万円
C 寺院への費用(お経料、戒名料、お布施等)	47.3万円
D 葬儀の総費用 ※※	195.7万円

(出典)「第11回葬儀についてのアンケート調査」
(一般財団法人日本消費者協会)

※ 病院からの搬送費・安置・飾りつけ・会場祭壇設営・

会葬礼状・霊柩車・ハイヤー・火葬費用・斎場使用料等

※※ 総費用のみの回答者もいるため、A、B、Cの合計と

Dの総費用は一致しません。

葬儀社への支払額

- 基本葬儀料
- 上記以外の施行項目費用
- 立替金

+

通夜からの飲食接待費

- 通夜からの飲食費
- 寸志(心付け)
- 諸雑費

+

寺院費用

- お経料
- 戒名・法名
- お布施

||

葬儀の総額

地域の町会の町会会館等で
葬儀・告別式を行うことが可能な会館
もあります。

利用を希望する際には、町会長や
町会役員の方にご相談ください。

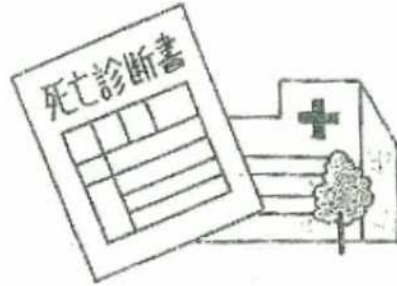
■必要最小限の葬儀項目は■

故人を送る方法は事情によってそれぞれですが、最低限でも死亡届の提出や火葬などの各種手続き、財産処理はしなければなりません。

そのためには以下の項目が必要となります。

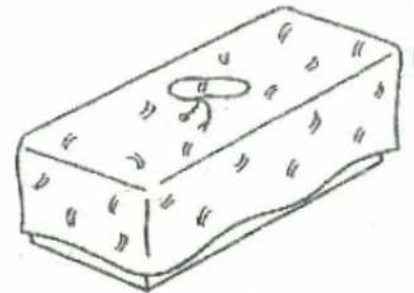
(1) 死亡診断書代

1通当たりの料金は病院によりまちまちです。



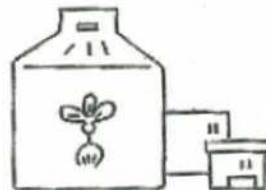
(2) 棺

火葬場では遺体を棺に入れて扱うこととなります。材質や購入先によって価格が違います。



(3) 火葬費

火葬費は地域差があり、民営か公営かによっても違います。



[参考]

●区内にある町屋斎場の一般の火葬料金は、75,000円～145,000円(令和6年4月現在、大人料金)となっています。

■葬儀費用の準備■

●東京都生活文化局の調査(平成14年3月)によると、自分の葬儀について「準備している」という人は34.4%です。年代別に見ると、年代が高くなるにつれ準備をしている人の割合が増え、60代では52.8%、70代では68.2%が準備をしていますが、30代では8.9%にすぎません。

●準備の内容(複数回答)は、「生命保険の費用を充てる予定である」とした人が約半数、次いで「預貯金している」が約4割、「互助会に入っている」人が約3割と金銭的に準備している人が多い一方、「家族に自分の葬儀の話をしている」とした人が4割以上いることが注目されます。

葬祭業者に頼まずに、自分たちで葬儀を行うことは可能です。

ただし、火葬場の手配や遺体の運搬など、多くの時間や人手が必要となってきます。

また、火葬場の手配については、葬祭業者に依頼する必要がある場合もあります。

そのため、葬祭業者に依頼するのが、一般的になっているようです。

■ 区民葬儀のご案内 ■

◎区民葬儀とは？



区民葬儀とは、特別区の代表や葬祭業協同組合等で構成する特別区区民葬儀運営協議会の指定を受けた葬儀店が、特別区区民葬儀運営協議会で取り決めた費用で葬儀を行うものです。

◎利用の資格は？



亡くなられた方が23区内にお住まいであったか、葬儀を行う親族の方が23区内にお住まいならどなたでもご利用になれます。

◎利用方法は？



- ① 区役所1階(戸籍住民課)へ死亡届を提出の際、区民葬儀券を請求してください。
- ② 区民葬儀取扱店(次ページ参照)に直接、区民葬儀利用の申し込みをしてください。
- ③ 区民葬儀券に必要事項を記入し、②で申し込んだ取扱店にお渡しください。

◎葬儀の内容は？



葬祭具、霊柩車のそれぞれについてランクがあり、個別に指定のうえ、自由に組み合わせることができます。

なお、葬祭内容の詳しいご相談は、区内の取扱店までお問い合わせください。

◎区民葬儀取扱店とは？



現在、荒川区内に6店あります(次ページ参照)。

取扱店の店頭には、区民葬儀取扱店であることが明示されている所定の標識が設置されています。

区民葬儀料金表

令和4年4月1日改定

1 祭壇料金(御寝棺を含む)(税込)

区 分	普通サイズ棺	長尺棺(ロングサイズ)
A1 金欄5段飾り	312,180円	325,380円
A2 金欄4段飾り	259,600円	272,800円
B 白布3段飾り	136,400円	171,600円
C 白布2段飾り	100,100円	135,300円

※ 満6歳以下の小人は、A1、A2、B、Cともに1,100円引きです。

※ 祭壇をご利用にならず、寝棺のみご利用の場合は、次の表の金額(税込)に別途人件費が必要となります。

棺	料金
桐張棺	66,000円
桐張棺(長尺棺)	79,200円
プリント棺	44,000円

2 霊柩車運送料金(税込)

区 分	10kmまで	20kmまで	30kmまで
宮型指定車	33,270円	39,320円	45,370円
普通霊柩車	15,570円	19,530円	23,490円

3 火葬料金(非課税)

区 分	料 金
大 人	59,600円
小 人	34,500円

※ 「小人」とは満6歳以下の方です。

※ この火葬料金については民営火葬場(町屋斎場、四ツ木斎場等)の料金です。

4 遺骨収納容器代(税込)

区 分	料 金	
大 人	2号一式	11,990円
	3号一式	10,780円
小 人	6号一式	2,530円

※ 「小人」とは満6歳以下の方です。

○祭壇、霊柩車、火葬、遺骨収納容器については、ご利用になる方がそれぞれ取捨選択し、組み合わせてご利用できます。

○葬祭を行うにあたっては、この料金表に含まれない諸費用が別途必要となります。

区民葬儀での全体費用は

1	祭壇・御寝棺料金
2	霊柩車運送料金
3	火葬料金
4	遺骨収納容器代

と

諸費用 (別途料金)

の合計額です。

※祭壇料金には、設営、撤収及び管理費(連絡通信費、人件費、運搬費、交通費)が含まれています。

※祭壇をご利用にならずに寝棺のみご利用の場合は、別途人件費が必要です。

※

諸費用(別途料金)

 としてかかるもの(下記参照)は、区民葬儀に含まれていませんので、葬祭業者にご相談ください。

諸費用(別途料金)の例
 ドライアイス、遺影写真、生花、会葬礼状、会葬用品、食事、花輪、お供物、テント、葬祭場借り上げ、マイクロバス、ハイヤー等

特別区区民葬儀 荒川区内取扱店

店名	所在地	電話番号
(株)式典石井商店	南千住2-19-11	03-3801-6534
(有)京当商店	町屋3-30-8	03-3892-0406
(有)松石商店	東尾久6-16-22	03-3892-8783
(有)かねこ葬祭	西尾久2-15-4	03-3893-8609
(有)綿貫商店	東日暮里3-46-6	03-3891-6320
(有)稲葉葬祭	西日暮里6-6-10	03-3893-7644

近隣火葬場

店名	所在地	電話番号
東京博善 町屋斎場	荒川区町屋1-23-4	03-3892-0311
東京博善 四ツ木斎場	葛飾区白鳥2-9-1	03-3601-0424

* 個人の直接の火葬申込は受付けていませんので、各葬儀店にご相談ください。

3 知っておくと便利な情報

< 献 体 >

○献体を希望する場合は、医歯学系大学や献体の会などに生前に届け出て、登録してもらいます。(家族の同意が必要です。)遺体は、登録先の大学に運ばれることとなります。

○遺骨が戻るまでの期間は、長引くこともあります。大体1～3年。返還先のない遺骨は大学の墓所に納骨され、慰霊祭が行われます。

○火葬場や移送費用などは、献体先の負担になります。

◆献体したいとき◆

○(公財)日本篤志献体協会

新宿区西新宿3-3-23

ファミリー西新宿4階404号室

電話03-3345-8498

FAX03-3349-1244



〈 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。〉

1. 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後**のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、**心臓が停止した死後**に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください)
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

(特記欄:)

署名年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆): _____

家族署名(自筆): _____

< 臓器提供 >

○故人が臓器提供意思表示カードなどにより、臓器提供を希望していたら、死後すぐに医師にその旨を申し出るか、カードに表示してあるドナー情報用全国共通連絡先まで連絡します。

○臓器提供後すぐに、遺体が返されるので、普通と変わりなく葬儀を行えます。

◆臓器提供意思表示カード◆

○(公社)日本臓器移植ネットワーク

港区海岸3-26-1パーク芝浦12階

フリーダイヤル 0120-781-069

電話 03-5446-8800

FAX 03-5446-8816

●臓器提供意思表示カードは、次の窓口にあります

○荒川区保健所(北庁舎1階・がん予防・健康づくりセンター)

○各区民事務所

問い合わせ先

荒川区保健所生活衛生課 内線422

<自死遺族の方の相談窓口>

* 自死遺族相談ダイヤル
(NPO法人 グリーフサポートリンク)
03-3261-4350
木曜10時～20時 日曜10時～18時

※このほか、相談窓口は東京都保健福祉局の「遺族支援事業」HPをご覧ください。

■都立霊園に申し込むには■

○都立霊園は、公募・抽選によって新たな使用者を決定します。募集期間中に専用申し込み書を郵送し、当選した場合には資格審査があります。

募集する霊園や墓数などは年度によって変わりますので、必ず下記にお問い合わせのうえ、申し込んでください。

○(公財)東京都公園協会本社 公園事業部霊園課 電話 03-3232-3151

都立霊園一覧表

名称	所在地	最寄駅	電話番号
多磨霊園	府中市多磨町4-628	・西武多摩川線 多磨駅 徒歩5分 ・JR中央線 武蔵小金井駅 または 京王線 多磨霊園駅から京王バス 多磨霊園表門下車	042-365-2079
小平霊園	東村山市萩山町1-16-1	・西武新宿線 小平駅 徒歩5分	042-341-0050
八王子霊園	八王子市元八王子町3-2536	・JR中央線、京王線 高尾駅から 西東京バス 霊園正門下車	042-663-1533
八柱霊園	千葉県松戸市田中新田48-2	・新京成線 八柱駅、JR武蔵野線 新八柱駅 徒歩20分 または駅前から新京成バス 八柱霊園下車 ・北総線 松飛台駅 徒歩25分	047-387-2181
青山霊園	港区南青山2-32-2	・地下鉄銀座線 外苑前駅 徒歩7分 ・地下鉄千代田線 乃木坂駅 徒歩10分 ・地下鉄大江戸線、銀座線、半蔵門線 青山一丁目駅 徒歩9分	03-3401-3652
谷中霊園	台東区谷中7-5-24	・JR各線、京成線、日暮里・舎人ライナー 日暮里駅 徒歩6分	03-3821-4456
雑司ヶ谷霊園	豊島区南池袋4-25-1	・地下鉄有楽町線 東池袋駅 徒歩10分 ・地下鉄副都心線 雑司が谷駅 徒歩10分 ・JR山手線 池袋駅 徒歩15分 ・都電荒川線 都電雑司ヶ谷駅 徒歩5分	03-3971-6868
染井霊園	豊島区駒込5-5-1	・JR山手線、地下鉄三田線 巣鴨駅 徒歩10分 ・JR山手線、地下鉄南北線 駒込駅 徒歩12分	03-3918-3502

参考 区内葬祭業者一覧

○ 全日本葬祭業協同組合連合会 加盟店

(港区港南2-4-12 港南YKビル4階 電話03-5769-8710)

店名	所在地	電話番号
(株)式典石井商店	南千住2-19-11	03-3801-6534
(有)京当商店	町屋3-30-8	03-3892-0406
(有)松石商店	東尾久6-16-22	03-3892-8783
(有)かねこ葬祭	西尾久2-15-4	03-3893-8609
(有)綿貫商店	東日暮里3-46-6	03-3891-6320
(有)稲葉葬祭	西日暮里6-6-10	03-3893-7644

○ (一社)全日本冠婚葬祭互助協会 加盟店

(港区西新橋1-18-12 COMS虎ノ門6階 03-3596-0061)

契約者相談室 0120-034-820

店名	所在地	電話番号
「メモリアルセレス千代田」 (株)千代田セレモニー	西日暮里6-55-1	0120-77-9876
「家族葬ホール宮地」 (株)ごじょいる	荒川5-2-1	03-5811-5666

このハンドブックの発行にあたっては、いくつかの葬祭に関する文献を参考にさせていただきました。

平成12年 3月発行
平成20年 4月改訂
平成20年10月改訂
平成21年 4月改訂
平成22年 4月改訂
平成23年 4月改訂
平成24年 4月改訂
平成25年 4月改訂
平成26年 4月改訂
平成27年 4月改訂
平成28年 4月改訂
平成29年 4月改訂
平成30年 4月改訂

平成31年 4月改訂
令和2年 9月改訂
令和4年 4月改訂
令和6年 4月改訂

発行 荒川区区民生活部区民課
〒116-8501 荒川区荒川2-2-3
電話 03-3802-3111 内線2513

